

## **Japanese-Finnish Research Cooperative Program on "Information Systems for Accessibility and Support of Older People"**

**This Joint Call for Proposals to be submitted  
by October 7th, 2014**

### **1. General Description**

#### 1.1 New Scheme for Joint Funding of JST-Tekes-AF Cooperation

Based on the Memorandum of Understanding concluded between the Japan Science and Technology Agency (JST), The Finnish Funding Agency for Technology and Innovation (Tekes) and the Academy of Finland (AF) on 9<sup>th</sup> June, 2008, JST, Tekes and AF have agreed to implement a Program for joint funding of Japan-Finland cooperative research projects (hereinafter referred to as the "Program").

Following consultations between JST, Tekes and AF, the scope for collaboration was identified as research towards science and technologies of the latest information systems as applied to aging societies. Thereafter, in applying their Program for joint funding, JST Tekes and AF have selected "Information Systems for Accessibility and Support of Older People" as the theme of this joint call.

The design of this program is based on application of the substantial funding mechanisms of JST, Tekes and AF. **JST applies its "Strategic International Collaborative Research Program", and** Tekes and AF applies their standard international cooperation. The intention of this approach is to enhance the potential of existing research projects already receiving funds in each country as well as to facilitate new international collaboration within the theme of this call.

#### 1.2 Aim of the Program and Research Field

Information Systems bring about changes in the daily lives of people and activities of societies as exemplified in social media and smart cities, and have been changing human social frameworks, lifestyles, and intellectual activity environments. The aim of the Program is to strengthen the collaboration between Japanese and Finnish researchers developing and/or applying cutting-edge computer systems (hereinafter referred to as the "Systems"), with the emphasis on graying societies to advance social participation and independent life of older people.

The challenges identified are expected to align with research areas of Finland and Japan, such as information processing, cognitive sciences, social sciences, natural language, computer science, computational science and robotics etc., needed for building the Systems. The applications of the **Systems for "older people"** may include (but are not limited to) living assistance, transport services, health support, guidance for daily life practices, knowledge/skill sharing platforms, individualized education and learning support, appointment support of older experts etc.

The relevant topics include for example:

- ✓ Technologies to support social interaction among older people: communication through virtual and augmented reality; context-sensitive interaction; playful interactions
- ✓ Older people as producers and co-producers of digital contents and services: tools and practices for the participation of older people to the service production; inclusive design
- ✓ ICT and technological solutions to increase accessibility of older people to e.g. goods and services
- ✓ Involvement of older people, as the end-users and co-users, in designing of the solutions
- ✓ Interaction modalities and older people: using tracking technologies (such as eye tracking, motion tracking) to support interaction with technologies
- ✓ Development of user-friendly technologies in ageing societies e.g. by creating visualization models to support coping of people suffering from dementia and to help to communicate with them
- ✓ Lifestyle and nutrition and food care for older people
- ✓ The use of tracking, self-monitoring, feedback and instruction systems for healthy lifestyle and self-care (e.g. physical activity, reduction in sedentary time, nutrition, compliance to healthy life-style and rehabilitation interventions)
- ✓ Monitoring and evaluation of spaces and environments for designing and testing accessible surroundings and homes for older people
- ✓ Tools to enhance rehabilitation in the home: Wearable, sensor-based and embedded technologies to track older people's activities to give them and their carers feedback about their wellbeing and rehabilitation
- ✓ Development of technologies that promote communication and feedback between older people, service providers and family carers

### 1.3 Prospective Applicants

JST, Tekes and AF invite Japanese and Finnish researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. An important criterion of the proposed collaboration is that it should build on and reinforce on-going research activities in each team and significantly add value to them.

The Japanese applicant should be the Japan based Principal Investigator (leading scientist,

who should be representative of research team in each country, hereinafter referred to as the "PI"), and must belong to a university, public research institute or industrial (private) research institute in Japan.

The Finnish applicant should be the Finland based PI, should meet the requirements of Tekes or AF. Tekes funding for public research is granted only to public research networked with companies –project type where latest research data is applied to solving general research problems in the industrial sector. The projects produce skills and results that lend themselves to immediate utilization as a starting point for the enterprises' own R&D&I projects. Project funding from third party exploiters should be > 10% / project. In addition to the public research funding Tekes also funds joint collaborative research and development projects of companies, which promote and facilitate Japan-Finland cooperation. Normal Tekes funding terms and conditions are applied in both cases. Please contact Tekes for further information.

Please note that the researchers already financially supported under the Japanese-Finnish cooperative program “Application of Medical ICT Devices” “Medical Genomics with special attention to Bioinformatics” are not eligible.

## **2. Support by JST and Tekes/AF**

JST, Tekes and AF plan to support cooperative activities including exchange of researchers with the counterpart country. JST will provide support to the Japanese research team, and Tekes and AF will support the Finnish research team. This Program is designed to support additional expenses related to cooperation with a Finnish counterpart for a Japanese research team or with a Japanese counterpart for a Finnish research team, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured by each research team.

### 2.1 Number of Adopted Projects

It is anticipated that approximately 3 joint projects will be funded (dependant on the number and quality of proposals submitted).

### 2.2 Funding Period

The funding period shall be around three years in total. JST plans to begin support from April 2015 onward. JST will conclude its support at the end of March 2018, while Tekes and AF will conclude its support no later than 3 years after the start date.

### 2.3 Budget for Cooperative Research Projects

#### 2.3.1 JST

Financial support will be implemented according to a research contract concluded between JST and the university or research institute, etc. with which the Japanese-side PI is affiliated. Please be aware that JST will not provide funding to any other institutions except the one to which the Japanese-side PI belongs.

The budget for a project may differ each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese research team over a full 3-year period (i.e. 36 months) should not exceed **18** million yen including 30% overhead expenses in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 8 million yen for the second year and 6 million yen for the final year.) According to the budgetary limitations for this Program, the amounts will be adjusted each year.

#### 2.3.2 Tekes and AF

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities. Tekes does not have a fixed limit regarding projects' budget size. The maximum budget from AF may be 125,000 Euros/project/year, that is, 375,000 Euros in three years for each project.

### 2.4 Funded Expenses for Cooperative Research Projects

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may cover some of the local research expenses necessary for the collaboration.

#### (1) Expenses for research exchanges

##### a) Travel expenses

In principle, provision of travel expenses should be based on the rules of the institution to which the Japan based PI or the Finland based PI belongs. JST will provide travel expenses only for the Japanese researchers, and Tekes and AF will provide them only for the Finnish researchers.

##### b) Expenses for holding symposia, seminars and meetings

#### (2) Expenses for research activities

##### a) Expenses for facilities, equipment and consumables

##### b) Expenses for personnel

- Expenses for a PhD student or expenses for a post-doctoral research fellow to participate in the program. (for Finnish researchers)
- Stipend for a PhD student, or stipend or salary for a post-doctoral fellow (for Japanese researchers)

\*The cost of accident insurance and travel insurance are not covered.

##### c) Others

Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(3) Overhead expenses (for Japanese applicants)

Overhead expenses should be, in principle, 30% of direct expenses as shown in (1) and (2). Overhead expenses should be provided for within the total budget.

(4) Expenses not covered/funded in the Program

The expenses stated below shall not be covered under this Program:

- a) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- b) Expenses related to procurement of major equipment
- c) Expenses related to dealing with accidents or disasters which occur during cooperative research periods
- d) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

## 2.5 Contract

### 2.5.1 JST

JST's support will be implemented according to a multiple-year contract for commissioned research entered into between JST and the university or research institute, or similar institution (hereinafter referred to as the "**institution**") to which the Japan based PI belongs.

Since the contract is agreed on condition that all administrative procedures related to this project are handled within the institution, the Japan based PI should consult with the relevant department(s) at his/her institution.

The contract between the Japanese institution and JST will stipulate that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and Article 25 of the ACT on Promotion of Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) shall be applied to all intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how, and so on) generated as a result of this project, and that these can be the property of the institution with which the Japan based PI is affiliated.

### 2.5.2 Tekes and AF

Finnish researchers will be awarded grants or soft loans for private companies under the standard terms and conditions of Tekes and AF.

## 2.6 Contract between Researchers- Intellectual Property

A contract for the joint research project is necessary for implementing actual research activities, for selected proposals, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and the Finnish institutions. It is requested, that appropriate discussions of the issue of rights regarding intellectual properties take place between

involved researchers or research institutions, in order to ensure good collaboration. Please summarize the outline of the discussion between Japanese and Finnish institutions in the Application Form.

### **3. Application**

The application procedure for the Japan based PIs applying to JST is different from that for the Finland PIs applying to Tekes or AF. This reflects the different circumstances of the funding organizations, applicants and the relations between them.

The Japan based PIs must submit their application forms to JST through the cross-ministerial R&D Management System (e·Rad) while the Finland based PIs must apply their applications to either Tekes or AF.

Both applications to JST and to Tekes or AF must contain:

- a) A project description stating how the collaboration will be conducted, with clear statements of what roles the Japanese research team and the Finnish research team will play in the project. Opportunities for the involvement of early stage researchers should also be stated.
- b) The expected outcome(s) of the proposed project, including scientific objectives, and the relevance to industry and society.
- c) The ongoing activities and specific expertise of the Finnish and Japanese teams, which form the basis for the proposed joint project, including how the skills, technologies and other resources in each team complement each other. Details of any existing links between the teams should also be included.
- d) The expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each team complement each other, the multidisciplinary approach, and how this will help to strengthen research cooperation between Japan and Finland in the long term.
- e) Discussion of how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.
- f) A breakdown of the costs involved including details of any funds sought or provided from other sources (for Finnish applicants) / funds provided from other sources that support the existing on-going activities (for Japanese applicants).

#### 3.1 Application Forms (JST)

The following application forms must be prepared in English (E) and Japanese (J) by the Japan based PI after consulting with the Finland based PI of a joint project.

- Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of PIs, cooperative research period)
- Form 2J/E Summary (keywords, research background, goals, approach, expected outcome)
- Form 3E Information on PIs (their CVs\*)
- Form 4E List of the names of individuals committed to the cooperative research project in Japan and Finland
- Form 5E Description of the cooperative research project including the points stated above **-maximum of 6-8 pages-**
- Form 6E Research Networking Plan
- Form 7E Budget plan for the project (for Japanese side and Finnish side)

*\* This information should include short Curriculum Vitae (CV) from both Japanese and Finnish PIs, which include basic information on education, past and present positions held, membership of relevant organizations/associations, and their five most significant papers and other publications over the past 5 years. Each description should be no more than 1 page of A4.*

### 3.2 JST

The Japan based PIs must apply to JST through e-Rad:

<https://www.e-rad.go.jp/jigyolist/present/index.html>

Guidance and application forms can be found at

[https://www.jst.go.jp/program/announce/sicp/announce\\_fi6th.html](https://www.jst.go.jp/program/announce/sicp/announce_fi6th.html)

### 3.3 Tekes or AF

The Finland based PIs must send their application forms which are provided by Tekes or AF, to Tekes or AF through the necessary system.

### 3.3 Submission of Application Forms for Japan based and Finland based PIs

Applicants to this call for proposals should send their applications by October 7<sup>th</sup>, 2014..

The deadline for submission by Japanese applicants is 17:00 (Japanese Standard Time) on October 7<sup>th</sup>, 2014.

The deadline for submission by Finnish applicants is 16:15 (Finnish Standard Time) on October 7<sup>th</sup>, 2014.

## **4. Evaluation of Project Proposals**

### 4.1 Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST, Tekes and AF respectively will evaluate all proposals. Based on the results of the evaluation, JST, Tekes and AF will make a joint decision regarding funding of the selected proposals.

### 4.2 Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each application:

a) Conformity with Program aims and designated research fields

The proposed activity shall conform to the aims of the Program and the designated research fields. In addition, the applicants shall already have a good research foundation for their proposed activity.

b) Capability of research leaders (PIs)

The research leaders (PIs) in both countries shall have the insight or experience (or potential, in the case of younger researchers) necessary for pursuing the activity, and the ability to manage the cooperation and to achieve the project goals during this Program's period of support.

c) Effectiveness and synergy of the joint research project

The proposed research activity shall be eminent, creative and at an internationally high level in an attempt to produce a significant impact on the development of future science and technology or to resolve global and regional common issues, or to create innovative technological seeds that can contribute to the creation of new industries in the future.

Moreover, proposed research activities that are expected to create synergy from the collaborative research with the counterpart institution are preferred. For example, synergistic effects could be attained through the acquisition and/or application of knowledge, skills and/or know-how of the counterpart researchers.

d) Validity of the research plan

The share of research activities with the counterpart research institute and the budgetary plan for research expenses shall be adequate to realize the proposed research activity.

e) Effectiveness and continuity of exchange

Activities characterized by the following examples shall be involved to enhance sustainable research exchange and networking.

- Nurturing researchers through human resource exchanges
- Sustainable development of future research exchange with the counterpart country, initiated by this research activity
- Enhancing research networks between the counterpart countries, including links among researchers other than the research leaders (PIs) and members of this activity
- Improving the presence of science and technology in Japan and Finland.

f) Validity of the exchange plan

The plan for exchange activities and their related expenses with the counterpart research institute shall be adequate to realize the proposed research activity.

#### 4.3. Announcement of Decision

Applicants will be notified of the final decision around the middle of March 2015, regarding which projects will be supported.

### **5. Responsibilities of PIs after Proposals are Approved**

Once a proposal has been approved, its PIs and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilising provided funding.

#### 5.1 Progress Report (JST)

At the end of each fiscal year, the Japan based PI shall promptly submit to JST an annual report on the progress of the research collaboration, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report to JST.

#### 5.2 Final Report

At the end of the period of international research exchange and after completion of the joint research activities, the PIs shall promptly submit to JST, Tekes and AF respectively a final report which shall include a financial report and a description of the research activities. The report submitted to JST shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Finnish research teams. If papers describing results of the research activities are presented to academic journals, societies and so on, a list of those papers and other related information should be attached to the final report. Detailed instructions for preparation of the final report will be provided to the PIs during the 3rd year of project.

Japanese applicants should contact the following for further information:

For Additional information: See (Annex) Additional Requirements for Japanese-side Researchers (only in Japanese)



Dr. Daiji Naka (Mr.), Ms. Kana Sadaoka  
Department of International Affairs  
Japan Science and Technology Agency  
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379

Email: [sicpfi\(at\)jst.go.jp](mailto:sicpfi(at)jst.go.jp)

Finnish applicants should contact the following for further information:



Teppo Tuomikoski (Mr.)  
Program Manager  
Tel +358 29 50 55749 Email: [Teppo.Tuomikoski\(at\)tekkes.fi](mailto:Teppo.Tuomikoski(at)tekkes.fi)



**ACADEMY OF FINLAND**  
Science Adviser Samuli Hemming  
Science Adviser Tiina Forsman  
Culture and Society Research Unit  
Tel +358 29 533 5024 Email: [samuli.hemming\(at\)aka.fi](mailto:samuli.hemming(at)aka.fi)  
Tel +358 29 533 5013 Email: [tiina.forsman\(at\)aka.fi](mailto:tiina.forsman(at)aka.fi)

参考和訳

## 平成26年度 国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム） 日本-フィンランド共同研究

「高齢者のアクセシビリティおよび支援のための情報システム」  
(平成26年10月7日 午後5時 締切)

### 1. 概要

#### 1. 1 日本-フィンランド共同研究支援のための新しい枠組み

平成20年6月9日に科学技術振興機構（JST）、フィンランド技術庁（Tekes）、フィンランドアカデミー（AF）は、日本とフィンランドの研究交流を推進するための共同支援事業を新たに始めることで合意し、覚書を締結しました。その後、JST、Tekes および AF の協議の結果、最新の情報システムに関する科学技術を高齢化社会に適応することが両国で協力すべき研究課題として挙がり、「高齢者のアクセシビリティおよび支援のための情報システム」を本事業の研究領域として設定致しました。

本事業では、JST、Tekes および AF がそれぞれ保有する事業体制を利用して支援を行います。すなわち、JST は戦略的国際共同研究プログラムで支援し、Tekes と AF はそれぞれの標準的な事業の中で国際協力が必要とされる諸条件に合致した事業で支援します。この取り組みでは、本事業のテーマを通じた新しい国際協力を促進することにより、日本もしくはフィンランドで個別に研究支援を受けている研究プロジェクトのさらなる発展をねらいとしています。

#### 1. 2 本事業の目的と研究分野について

情報システム技術は人々の暮らしや企業活動に変革をもたらし、ソーシャルメディアやスマートシティのように新しい社会の仕組みや人間の生活様式・知的活動環境を変えつつあります。本事業の目的は、日本とフィンランドの研究者が協力し、高齢者の社会参加と自立した生活を促進する高齢化社会に向けた最先端のコンピューターシステムを開発／適応するとともに、この研究領域における両国の協力体制を高めことにあります。今回の取り組みでは、日本とフィンランドの研究領域における情報処理、認知科学、社会科学、自然言語、計算機科学、計算科学、ロボティクスなどと連携し、高齢者のための新たな情報システムを構築することが期待されます。高齢者のための情報システムの適応としては、生活支援、移動サービス、健康支援、日常生活

習慣の手引き、知識／技能を共有化するプラットフォーム、各人に適した教育・学習支援、高齢者の専門家へのアポイントメント支援などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

関連するトピックの例を以下に挙げます。

- ✓ 高齢者の社会的交流のための技術：例えばバーチャルで拡張現実感を介したコミュニケーション、状況に応じた交流、楽しい交流を促進する技術など
- ✓ デジタルコンテンツやサービスの制作者、共同制作者として高齢者が貢献するためのシステム：例えばそれらのサービス・製造に高齢者が参加するためのツールや訓練、インクルーシブデザインなど
- ✓ 高齢者のアクセシビリティを向上するためのICTおよび技術ソリューション：例えばそれらのグッズやサービス
- ✓ エンドユーザー、共同ユーザーとして高齢者が関与するソリューションの設計手法
- ✓ (物理的インターフェイスとデジタルインターフェイスを統合した) インタラクションのモダリティと高齢者：例えば追跡(トラッキング)技術の利用(視線の動きを捉える技術、動きの追跡)し、様々な技術と高齢者の結びつきを支援
- ✓ 高齢化社会におけるユーザーフレンドリーな技術の開発：例えば認知症を患った人々を上手くサポートするための認知・理解支援モデルを創造し、患者とのコミュニケーションを促進
- ✓ 高齢者のためのライフスタイル、食と栄養の管理
- ✓ 追跡(トラッキング)、自己観察(セルフ・モニタリング)の利用、健康なライフスタイルと自己管理のための教育システム：例えば身体活動度、座ったままの時間を減少、栄養、健康なライフスタイルとリハビリ介入の協調
- ✓ アクセスしやすい環境のデザインとテスト、高齢者のための住居など、空間と環境のモニタリングと評価のためのシステム
- ✓ 自宅でのリハビリ促進のためのツール：例えば着用できるもの、センサーを利用した埋め込み型テクノロジーで高齢者の活動を観察し、本人や介護者に健康状態やリハビリ状況をフィードバックするもの
- ✓ 高齢者、家族の介護者、介護サービス間のコミュニケーションとフィードバックを促進するための技術の開発

### 1. 3 応募資格

J S T と T e k e s および A F は、上記の研究領域における共同研究プロジェクトの提案を日本とフィンランドの研究者から募集します。応募者は各配分機関が定める応募資格を有することが要件となります。採択されるためには、日本とフィンランドにおいてすでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される共同研究であることが求められます。

日本側の応募者は、この日本—フィンランド共同研究プロジェクトの日本側研究代表者であり、日本国内の大学・研究機関、企業の研究機関に在籍する研究者であることが必要です。

フィンランド側の応募者は、この日本—フィンランド共同研究プロジェクトのフィンランド側研究代表者であり、T e k e s または A F の研究者要件に合致する研究者であることが必要です。T e k e s の公的な研究のためのファンドは、産業界の一般

的な研究課題を解決するために最新の研究データが適用される"public research networked with companies"プロジェクトタイプによってのみ支援されます。企業自身の研究開発投資プロジェクトの出発点として、迅速な実用化に資する技術や成果を生み出す課題が対象となります。第3者からの支援は10%以上あること。公的な研究のためのファンドのほか、Tekesは日本とフィンランドの協力を促進させる企業の共同協力研究や開発プロジェクトも支援をします。Tekesの一般的な条件はいずれの場合にも適用されます。詳細はTekes照会先にご確認ください。

既に、JST、TekesおよびAFによる日本-フィンランド研究交流プログラム「メディカルICT機器の応用」もしくは「バイオインフォマティクスを活用したメディカルゲノミクス」で採択された研究課題の研究代表者は応募できませんのでご注意ください。

## 2. 具体的な支援の内容

JSTとTekesおよびAFは、研究者同士の相互訪問を含んだ共同研究プロジェクトを支援します。JSTは日本側研究チームを、TekesおよびAFはフィンランド側研究チームを支援します。本事業は、日本-フィンランド共同研究に係る追加的費用（旅費、セミナー／シンポジウム開催費等）を支援するためのものです。日本-フィンランドの研究グループにおいては、主要な研究設備がすでに整えられていることが前提となります。

### 2. 1 採択予定数

応募状況にもよりますが、今回の公募ではおよそ3課題程度を採択する予定です。

### 2. 2 支援期間

支援期間はおよそ3年間（36ヶ月）です。JSTとTekesおよびAFは平成27年4月以降から支援を開始する予定です。支援終了について、JSTは平成30年3月末を予定していますが、TekesおよびAFはその支援開始日より3年までを予定しています。

### 2. 3 共同研究プロジェクトの予算

#### 2. 3. 1 JST

JSTは、日本側研究代表者の所属する大学・企業等の研究機関（以下「研究機関」という）と委託研究契約を締結し、全研究期間（3年間）での総額が1800万円（間接経費30%を含む）を上限とする研究費を支援します。JSTは、日本側研究代表

者の所属する研究機関以外の研究機関とは委託研究契約を締結しませんのでご注意ください。

ひとつの研究課題の年間予算は、活動の内容に応じて、年ごとに違えることができます。但し、日本側研究チームに割り当てられる3年間（36ヶ月）の総予算額は、原則として、1800万円を超えないものとします。例えば、1年目は400万円、2年目は800万円、3年目は600万円、という提案も可能です。

本事業における予算上の制約から、各年度において配布金額が調整されることがあります。

## 2. 3. 2 Tekes およびAF

共同研究の内容により年度ごとの予算は異なります。Tekesは予算規模に関して定められた制限はございません。AFの予算は1課題当たり1年間で125,000ユーロ、3年間で375,000ユーロが上限となる見込みです。

## 2. 4 共同研究プロジェクトの予算と支援費目

今回の公募によって行われる支援は、共同研究を促進するためのものです。従って、支援は主に研究交流に関するものや、共同研究に必要な研究活動に向けられます。本支援で支出できる項目は以下のとおりです。

### **(1) 研究交流費**

#### a) 旅費

原則として、旅費は研究代表者が所属する研究機関の旅費規程に従って支出してください。JSTは日本側研究者の旅費を、Tekes およびAFはフィンランド側研究者の旅費を負担します。

#### b) シンポジウム・セミナー等開催費

シンポジウムやセミナー等開催に係る以下の経費を対象としています。シンポジウム／セミナー等用消耗品、印刷製本費、通信運搬費、会議費（アルコール類等は支出対象外）、謝金、雑役務費等。

### **(2) 試験研究費**

#### a) 設備備品費、消耗品費

既存の施設・設備を十分活用していただくことを前提としていることから、日本とフィンランドの共同研究に必須な設備のみを対象としています。消耗品費は原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

#### b) 謝金等

謝金及び日本側研究者の人件費等（日本側研究者の場合）。博士課程学生、ポスドクが本プログラムに参加するための経費（フィンランド側研究者の場合）

\*損害保険、海外渡航保険等はカバーされません。

c) その他

ソフトウエア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機械運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

**（3）間接経費（日本側研究者の場合）**

間接経費は、本事業にかかる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提として、(1)(2)に示す直接経費の合計の30%が原則となります。間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

**（4）支出できない費目**

以下に示す費目を支出することはできません。

- a) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- b) 大規模設備の調達に関する費用
- c) 共同研究の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
- d) その他当該共同研究の実施に関連のない費用

**2. 5 契約**

**2. 5. 1 J S T**

支援の実施にあたり、JSTは大学や研究機関等（以下、「研究機関」という）との間で委託研究契約を締結します。委託研究契約は共同研究期間内で年度ごとに締結します。

契約締結にあたっては、本事業に係わる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることができます。

**2. 5. 2 T e k e s および A F**

フィンランド側研究者は、T e k e s および A F の標準的な契約条件にしたがってグラント、或いは民間企業の場合はソフトローンを与えられます。

**2. 6 研究者間の契約**

具体的な共同研究を実施する際に共同研究契約等が必要になります。日本とフィン

ラントの大学等間で契約をしていただきます。効果的な共同研究が実施されるために、申請前に相手の研究者や研究機関との間で知的所有権について充分話し合ってください。この話し合いでの合意事項を、申請用紙に記述してください。

### 3. 応募

応募手続きは日本側とフィンランド側でそれぞれ異なります。日本側研究代表者は、日本側の支援機関から提供されます申請書式を用い、府省共通研究開発管理システム（<https://www.e-rad.go.jp/index.html>）を通して提出してください。フィンランド側研究代表者は、それぞれの申請書類をTekesもしくはAFに申請を行います。

日本側とフィンランド側の申請書式には、以下のような基本的な情報を記載することが必要です。

- a) 日本側研究チームとフィンランド側研究チームが、それぞれ共同研究の中で何を行なうのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述。若手研究者へ参加の機会が与えられるのであればそれについても記述してください。
- b) 科学的のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
- c) 共同研究の根幹をなす現在行われている研究及び日本・フィンランドチームの各々の強み、両チーム間の既存のつながりに関する記述
- d) 提案プロジェクトから期待される付加価値に関する記述。両グループの能力、技術及びその他の資源をいかに相互に補いあうのか、複合的なアプローチ、この提案プロジェクトが長期的な観点から日本一フィンランドの研究協力を強化する上で如何に役立つかについて等を含め記述
- e) 他の類似活動と比して、提案する共同研究が優れている理由
- f) 他の助成機関から得ようとしている、あるいは既に提供されている資金を含んだ所用経費、この提案の基盤となる現在進行中の研究活動を支援する他の研究

#### 3. 1. 申請書式 (JST)

日本側研究代表者は、フィンランド側研究代表者とよく相談の上、以下の申請書式に従い英語版(E)を提出してください。日本語版Form-1J、Form-2Jも提出してください。

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| Form-1J/E | 申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）       |
| Form-2J/E | 研究概要（キーワード、背景・目的、方法、期待される成果） |
| Form-3E   | 研究代表者情報（経歴（※））、主な最近5年間の論文他   |
| Form-4E   | 日本及びフィンランドの共同研究者一覧           |

- Form-5E 共同研究の内容 – 6 ~ 8 ページ以内 – (研究背景・目的、他研究費受給状況、特有な研究装置、研究方法、期待される成果、相乗効果、研究計画)
- Form-6E 人的交流の計画
- Form-7E 年度毎の経費計画 (日本側およびフィンランド側)

(\*) 日本とフィンランド両国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴 (所属機関と役職)、所属学会、最近5年間の最も重要な論文等5つの情報を含めてください。なお、各研究代表者につきA4サイズの1ページ以内でお願いします。

### 3. 2 J S T

日本側研究代表者は、以下の府省共通研究開発管理システムを通して応募してください。

<https://www.e-rad.go.jp/index.html>

公募要領と申請書式は以下のサイトより入手してください。

[https://www.jst.go.jp/inter/program/announce/sicp/announce\\_fi6th.html](https://www.jst.go.jp/inter/program/announce/sicp/announce_fi6th.html)

### 3. 3 T e k e s および A F

フィンランド側研究代表者は、必要なシステムを使ってT e k e s もしくはA Fから提供される申請様式をT e k e s もしくはA Fに送付してください。

### 3. 3 申請書式の提出について

今回の公募の締切りは2014年(平成26年)10月7日(火)です。

日本側の締切は、2014年(平成26年)10月7日(火)午後5時です。

フィンランド側の締切りは、2014年10月7日(火)午後4時15分(フィンランド標準時間)です。

## 4. 評価について

### 4. 1 評価手順

J S T と T e k e s および A F で別々に選任された専門家で構成される委員会で全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、J S T と T e k e s および A F は共同して支援する課題を選定します。

#### 4. 2 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

a) 事業の趣旨及び対象分野への適合性

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること。

b) 研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に共同研究を円滑に推進できる基盤を有すること。

c) 研究の有効性及び相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与えること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

d) 研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。

e) 交流の有効性及び継続性

持続的な共同研究・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。

○ 人的交流を通じた若手研究者の育成

○ 当該事業を端緒とした相手国との共同研究の持続的な発展

○ 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大

○ フィンランドにおける日本の、または日本におけるフィンランドの科学技術のプレゼンスの向上

f) 交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

#### 4. 3 結果の通知

選定の結果については、平成27年3月中旬頃に通知する予定です。

## 5. 採択後の両国の研究代表者の責務

提案が採択された場合には、共同研究を実施し与えられた支援経費を使用する際に、研究代表者とその所属研究機関は以下のことを遵守してください。

### 5. 1 年度毎の進捗報告（J S T）

日本側研究代表者は共同研究の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告を、毎年度終了後速やかに J S T に提出してください。

### 5. 2 終了報告

日本およびフィンランドの研究代表者は、期間内に実施した共同研究の終了報告を、共同研究期間終了後速やかに、J S T 及びT e k e s およびA F それぞれに提出していただきます。この終了報告には、日本側研究代表者と英国側研究代表者が共同で作成した全体概要（最大A 4で5枚）を含めてください。なお、共同研究の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の情報を記載してください。終了報告書の提出の詳細については、研究支援開始後、研究代表者に連絡します。

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部  
担当：仲 大地、 定岡香菜  
Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379  
Email: [sicpfi\(at\)jst.go.jp](mailto:sicpfi(at)jst.go.jp)

フィンランド側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。



Teppo Tuomikoski (Mr.)  
Program Manager  
Tel +358 29 50 55749 Email: [Teppo.Tuomikoski\(at\)tekkes.fi](mailto:Teppo.Tuomikoski(at)tekkes.fi)



ACADEMY OF FINLAND

Science Adviser Samuli Hemming  
Science Adviser Tiina Forsman  
Culture and Society Research Unit  
Tel +358 29 533 5024 Email: [samuli.hemming\(at\)aka.fi](mailto:samuli.hemming(at)aka.fi)  
Tel +358 29 533 5013 Email: [tiina.forsman\(at\)aka.fi](mailto:tiina.forsman(at)aka.fi)

別紙

## 日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ(注1)を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月文部科学大臣決定)及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)等の改正を前提として行うものであり、平成26年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

(注1) : [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/09/1339981.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm) 参照。

本項と併せて本事業ホームページもご覧ください。

JST 国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)

<https://www.jst.go.jp/inter/>

### 1 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<https://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

### 2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

### 3 e-Rad からの内閣府への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することができます。また、これら情報の作成のため、各種の作

業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「19 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※ 1 他の具体的な対象の競争的資金制度については、下記の内閣府のホームページでご確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。

## 4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### 4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・ その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超える、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### 4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### 4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

### 5 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※1</sup>等を含む、(以下同様))に対して、下記の表の通り、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます)。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 26 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 25 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。また、本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要(研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表します。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、共同研究者として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2~4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務 <sup>※1</sup> に違反して使用を行ったと判断される場合	1~2年

(注) 平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成 24 年 12 月 28 日付で規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に 2 の項、4 の項及び 6 の項における資格制限期間は、平成 25 年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成 25 年 4 月 1 日以降、適用します。

※1 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者ことを指します。

## 6 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特

別委員会)等に基づき実施されます。当該ガイドラインは、現在、『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)』(平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定)を踏まえて見直しが検討されており、本公募は当該ガイドラインの見直し内容を前提に行うものです。

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。

なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/021/houkoku/1343910.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/021/houkoku/1343910.htm)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上10年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に 関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

(注)平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 26 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 25 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

## 7 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

### 7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修義務について周知することを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することができますので、ご留意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

### 7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

## 8 関係法令など研究を進める上での注意事項

### 8.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素織維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012 年 第 6 版)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイド(大学・研究機関用)

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 8.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<https://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<https://www.cbd.int/>

## 8.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

## 8.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

## 8.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

## 8.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

## 8.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

## 8.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

## 9 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

## 10 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。繰越し制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

## 11 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

[https://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h25a/keihi\\_toriatsukai\\_kubun.pdf](https://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h25a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf)

## 12 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づ

けています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

### 13 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

#### 1) 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

- ・ 研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(\*1)又は不適正な経理処理等(\*2)(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。
- ・ 具体的には、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定・平成 26 年 2 月 18 日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。

(\*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

(\*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

#### 2) 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

- ・ 研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。
- ・ 新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究(開発)チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までにチェックリストを府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて文部科学省へ提出してください。
- ・ 他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められており、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。
- ・ なお、平成26年4月以降に、チェックリストが新たな様式に変更され、再度、新様式による提出が必要となる予定です。文部科学省からの周知に十分御留意下さい。
- ・ チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHP及び e-Rad に登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。
- ・ チェックリストの提出にあたっては、研究機関において e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録を行っていない機関にあっては、早急

に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要します）。手続きの詳細は、以下のe-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

- ・ チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

○「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

○体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310714\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310714_01.pdf)

なお、平成 26 年2月 18 日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

### 3) JST における研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力

- ・ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組みの一環として、JST は、平成 25 年度以降の新規応募による事業に参画し且つ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。
- ・ これに伴い、JST は、当該研究者等が機構の督促にも拘らず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。研究機関は、指示に遵って研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

### 4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置

- ・ 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項およびその履行期限（1 年）を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減（段階に応じ最大 15%）、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

### 5) 不正行為等の報告および調査への協力等

- ・ 研究機関に対して不正行為等に係る告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から

30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をJSTに報告ください。

- ・調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてJSTと協議しなければなりません。
- ・告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をJSTに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSTに報告する必要がある他、JSTの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告をJSTへ提出する必要があります。
- ・また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。
- ・最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドラン」を参照ください。

#### 14 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第78号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年6月11日法律第63号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や产学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

＜参考：主な共用施設・設備等の事例＞

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

- ・大型放射光施設「SPring-8」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<https://user.spring8.or.jp/>

- ・X線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://sacla.xfel.jp/>

- ・大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募)

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

- ・スーパーコンピュータ「京」(平成25年度は9月頃に公募予定)

<https://www.hpci-office.jp/>

○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象27 施設)

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

○ナノテクノロジープラットフォーム(対象25 機関)

<https://nanonet.go.jp/>

○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3 ハブ拠点、15 サテライト拠点)

<https://www.nims.go.jp/lcnet/>

○つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano)

<https://www.tia-nano.jp/>

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点)

<http://p4d-www.genes.nig.ac.jp/index.html>

○ナショナルバイオリソースプロジェクト

<https://nbrp.jp/>

## 15 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(<https://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベーススクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎

研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

## 16 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

[\(https://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy\\_openaccess.pdf\)](https://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html)

## 17 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは [\(https://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html\)](https://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html) をご覧ください。

## 18 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm))を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

## 19 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

## RA を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 紹与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご留意ください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下の支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となります。重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

## 20 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

### (i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

#### ①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### (ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Rad による応募情報入力の方法」)をご参照ください。

- ①電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は10MBです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前にPDF変換を行う必要があります。PDF変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかつた場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。
- ⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) **e-Rad の操作方法**

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)  
から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) **府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先**

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)のホームページ及びe-Radのポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST国際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム) 国際科学技術部事業実施担当 仲・定岡	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> <a href="mailto:sicpfi(at)jst.go.jp">sicpfi(at)jst.go.jp</a> 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日~ 1月3日)を除く
--	--	---

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00～午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
---------------------	--------------	--

○ 國際科学技術共同研究推進事業(戦略的国際共同研究プログラム)ホームページ:

<https://www.jst.go.jp/inter/>

○ e-Rad ポータルサイト:<https://www.e-rad.go.jp/>

#### (v) e-Rad の利用可能時間帯

(月～日)0:00～24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

## 21 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。	平成 25 年 4 月に方針が改訂され、可能となりました。

<p>戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。</p>	<p>本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。</p>
--	--

## 22 JST ダイバーシティについて

### JST はダイバーシティを推進しています!

JST は、平成 25 年 12 月 1 日付で、ダイバーシティ推進室を新設しました。

JST のダイバーシティは、多様な人財が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。JST は、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

また、従来より実施している「出産・子育て等支援制度」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長  
中村 道治

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考え方の人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考え方のもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、JST 職員だけでなく、JST 制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

独立行政法人科学技術振興機構  
人財部ダイバーシティ推進室 渡辺美代子

## 応募手順

### ■応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募はe-Radを通じて行います。

e-Radを使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

### ■本公募の締切

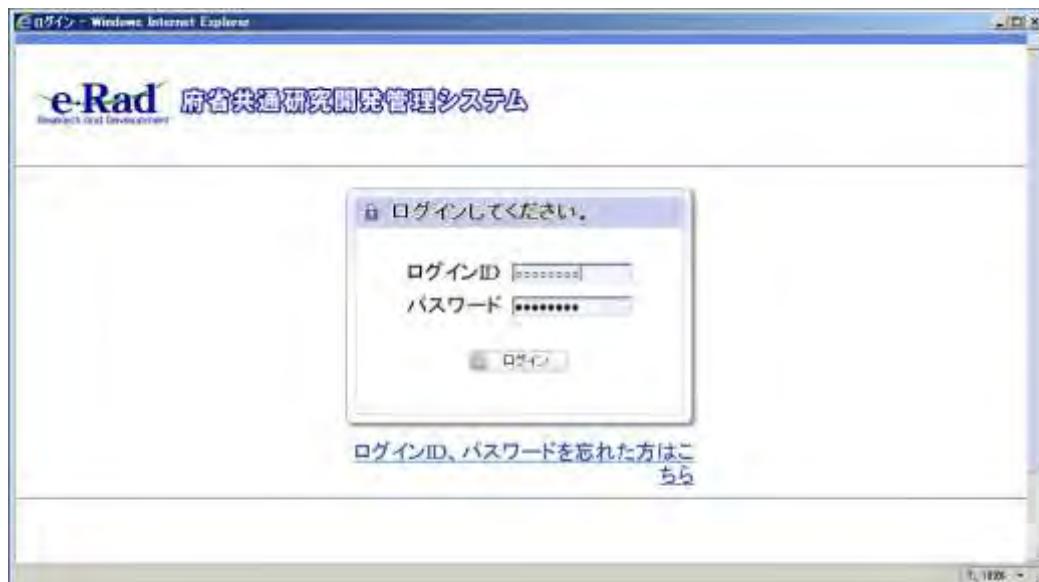
**2014年 10月 7日 17:00 厳守**

### ■申請書様式のダウンロードと応募方法

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. e-Rad にログインする          | 2  |
| 2. 応募する公募名を探す             | 3  |
| 3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする    | 4  |
| 4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する | 5  |
| 5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード    | 6  |
| 6. 応募状況を確認する              | 18 |

## 1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスしま  
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。



## 2. 応募する公募名を探す

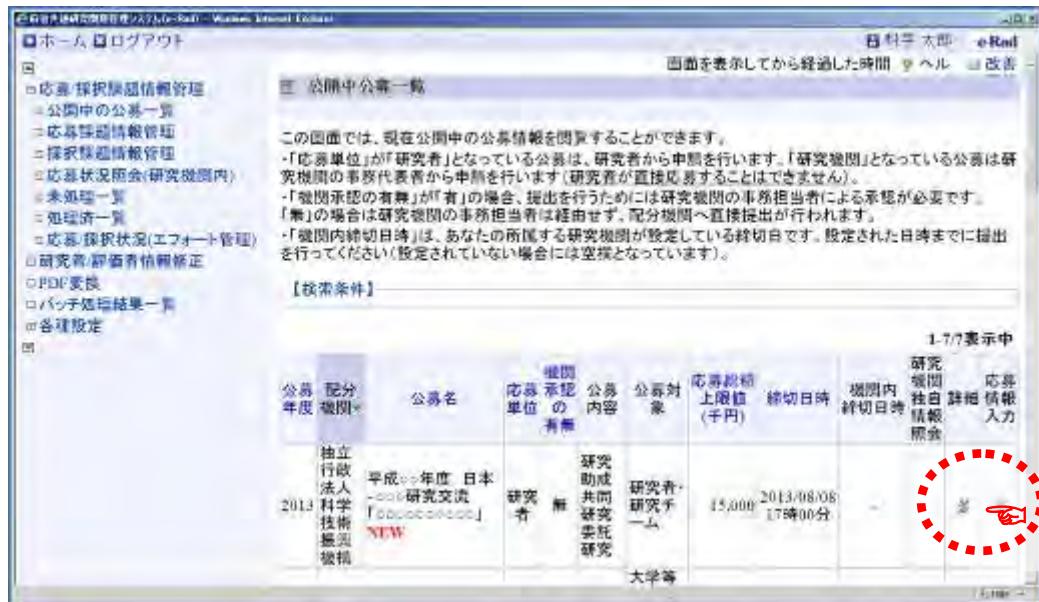
研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。



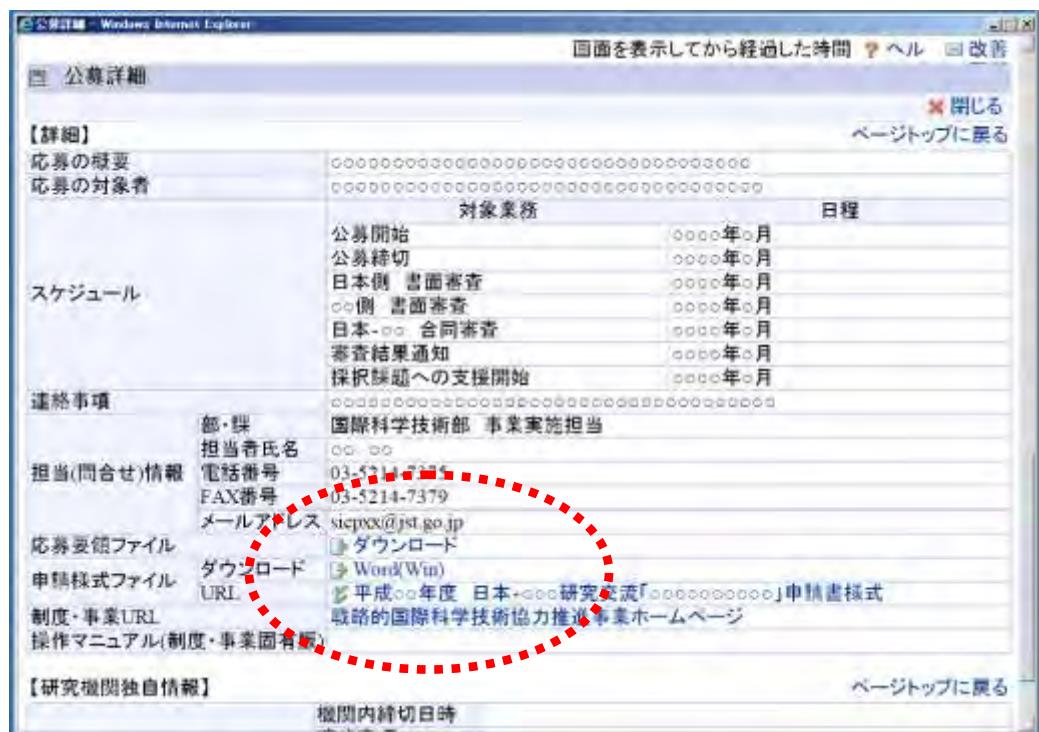
※ 見つからない場合は、検索画面で「国際科学技術共同研究推進事業」を入力して検索できます。

### 3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



#### 4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、PDF 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

**10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ**  
(パスワードは設定しないでください)

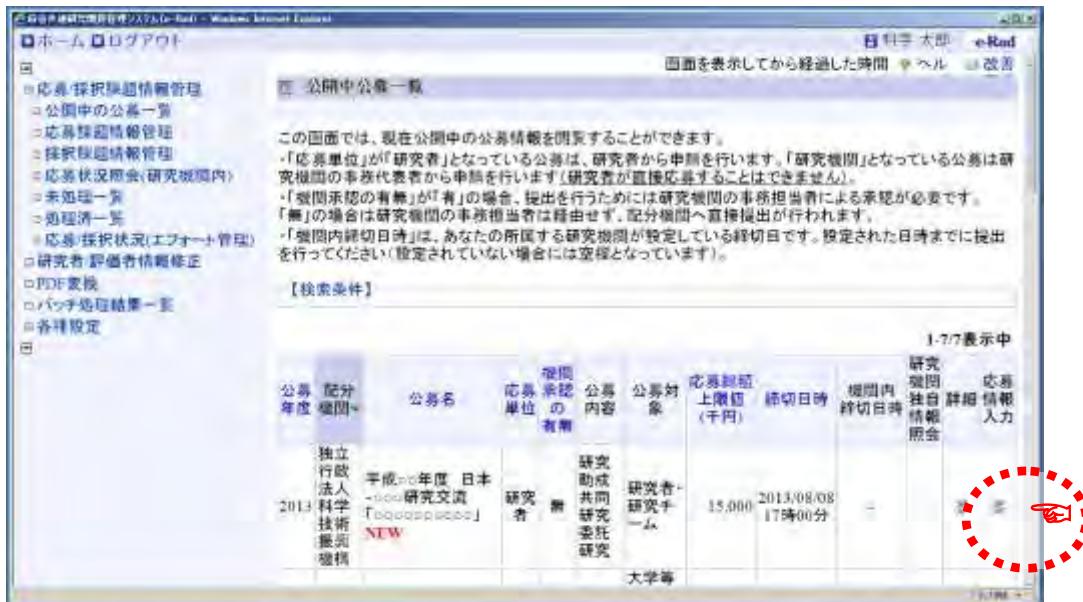
です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます（Word、一太郎形式のみ）。操作方法は、[19 ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」](#) を参照してください。

## 5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード

「公開中公募一覧」画面で応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックします。



この画面では、現在公開中の公募情報を閲覧することができます。  
「応募単位」が「研究者」となっている公募は、研究者から申請を行います。「研究機関」となっている公募は研究機関の事務代表者から申請を行います（研究者直接応募することはできません）。  
「委託研究の有無」が「有」の場合、提出を行うためには研究機関の事務担当者による承認が必要です。  
「無」の場合は研究機関の事務担当者は理由せず、配分機関へ直接提出が行われます。  
「機関内締切日時」は、あなたの所属する研究機関が設定している締切日です。設定された日時までに提出を行ってください（設定されていない場合には空欄となっています）。

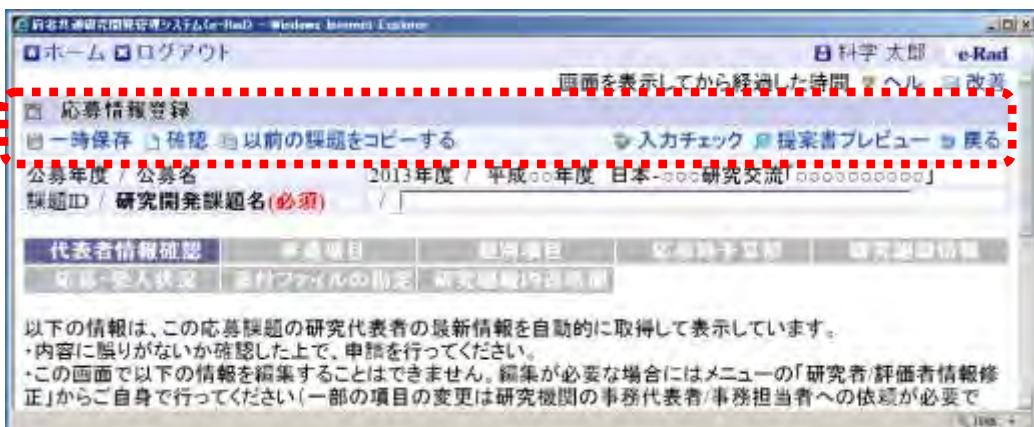
公募年度	配分機関	公募名	応募単位	応募情報の有無	公募内容	公募対象	応募額(上限額)(千円)	締切日時	機関内締切日時	研究機関独自情報	応募詳細情報入力
2013	独立行政法人 科学技術振興機構	平成25年度 日本 - 研究交流 「 <a href="#">NEW</a> 」	研究者	■	研究 助成 共同 研究 委託 研究	研究者- 研究チーム	15,000	2013/08/08 17時00分	-	■	■
						大学等					

「応募条件」画面に表示された注意事項を確認し、「承諾」をクリックします。



応募における注意事項として、以下の内容が配分機関から提示されています。十分に記載内容を理解いただき、了承した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。  
・公募によっては「承認」ボタンが表示されない場合があります。公募情報には「応募単位」という区分があり、「研究者単位応募」と「研究機関単位応募」の2つのパターンがあります。  
このうち、研究者が直接応募を行うことができる方は「研究者単位応募」の方です。  
もう一つの「研究機関単位応募」については研究機関の事務代表者が主として応募を行う公募であり、研究者自身から応募を行うことはできないために「承認」ボタンが表示されません。  
対象の公募への応募を希望する場合には、研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。

## 《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。

ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

### ①研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

新規登録用申請用紙(リクエスト) - e-Rad - Windows Internet Explorer

■ホーム ■ログアウト

科学 太郎 e-Rad

画面を表示してから経過した時間 ヘル 改善

必読情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提交者レビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201x年度 / 平成xx年度 日本-oooo研究交流「oooooooboo」

課題ID / 研究開発課題名(必須)

代表者情報確認 内閣総理大臣 指定権限 指定権限を変更 指定権限削除

登録・変更履歴 登録登録の設定 研究開発課題登録

以下情報は、この応募情報の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。

- 内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
- この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評議者情報修正」からご自身で行ってください。一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号	20000044
研究機関名(必須)	日本-oooo研究交流「oooooooboo」
部局	oooo部
部署	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字: 科学 太郎 フリガナ: カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	oooooo@jst.go.jp

## ②登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

以下的情報は、この応募種類の研究代表者の既存情報を自動的に取得して表示しています。

・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。  
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください。(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号	0000044
研究機関名(必須)	独立行政法人科学技術振興機構
部局	○○○部
部署	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字: 科学 太郎 フリガナ: カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	00000@jst.go.jp

※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

### ③ 「共通項目」を入力します

「共通項目」ボタンをクリックします。

「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。

## 《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

## ◆ 研究期間

公募要領に従って、研究期間を西暦で入力します。

(例: 2015年度から2017年度(研究終了年度))

### ◆ 研究分野（主）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

## ◆ 研究分野（副）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

## ◆ 研究目的

研究目的を**日本語 150 字程度**で入力してください。

## ◆ 研究概要

研究目的を含めた概要を**日本語 800 字程度**で入力してください。

#### ④ 「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。

確認が済んだら、「確認しました」を選択します。



⑤ 「応募時予算額」を入力します

「応募時予算額」ボタンをクリックし、「応募時予算額」の入力欄を表示させます。

日本側チーム全体の総額研究費（直接経費、間接経費）を年度ごとに千円単位で入力します。千円以下は切り捨てます。

直接経費と間接経費の総額が3年間で18百万円以下かつ間接経費は各年度で直接経費の30%以下となるよう入力してください。

## ⑥研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。

本応募に関する**研究代表者の情報**を入力します。

共同研究グループがある場合はその研究組織情報を入力します。「追加」ボタンをクリックしてグループ数分の入力欄を追加します。主たる共同研究者（各共同研究グループのリーダー）の氏名、所属研究機関を入力してください。研究代表者は主たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。

※省井通研究開発システム(e-Road) Windows Internet Explorer

科学 太郎

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額※1	このタブでの入力額	差額(未入力額)※2
直接経費	39,999,996	0	39,999,996
間接経費	9,999,999	0	9,999,999

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。  
※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。  
[差額(未入力額)]=[初年度予算額]-[このタブでの入力額]

最新研究情報への役割検索更新

研究者番号	機関※3 (必須)	専門分野 (必須)	直接経費(千円)※4 (必須)	間接経費(千円)※4 (必須)	エフォート (%)	閲覧・編集権限
氏名(漢字)	部局	学位	直接経費(千円)※4 (必須)	間接経費(千円)※4 (必須)	エフォート (%)	閲覧・編集権限
氏名(カナ)	職階	役割分担 (必須)				
20000044	独立行政法人科学技術振興機構					
研究代表者 (姓)科学 (名)太郎 (姓)カガワ (名)タロウ	テスト部	博士				
	その他					
	その他					

研究分担者

追加 上へ移動 下へ移動 次へ

※3複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択  
※4各金額欄には研究組織の各メンバが研究期間1年目に使用する金額を入力します。も  
う一つの研究期間初年度の金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタ

### 《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

#### ◆ 直接経費／間接経費

**初年度の予算額**を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。

千円以下は切り捨てます。共同研究グループについても、研究代表者グループ同

様に全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力してください。

「,(コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「,(コンマ)」が含まれていないか確認してください。

## ◆ 専門分野

研究代表者および研究分担者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。(全半角混在可能)

## ◆ 役割分担

研究代表者の役割分担は「**研究代表者**」と入力します。

研究分担者の役割分担は「**研究分担者**」と入力します。

## ◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要となる配分率(%)を指します。

主たる共同研究者についても主たる共同研究者が本研究に割くエフォート率を入力してください。

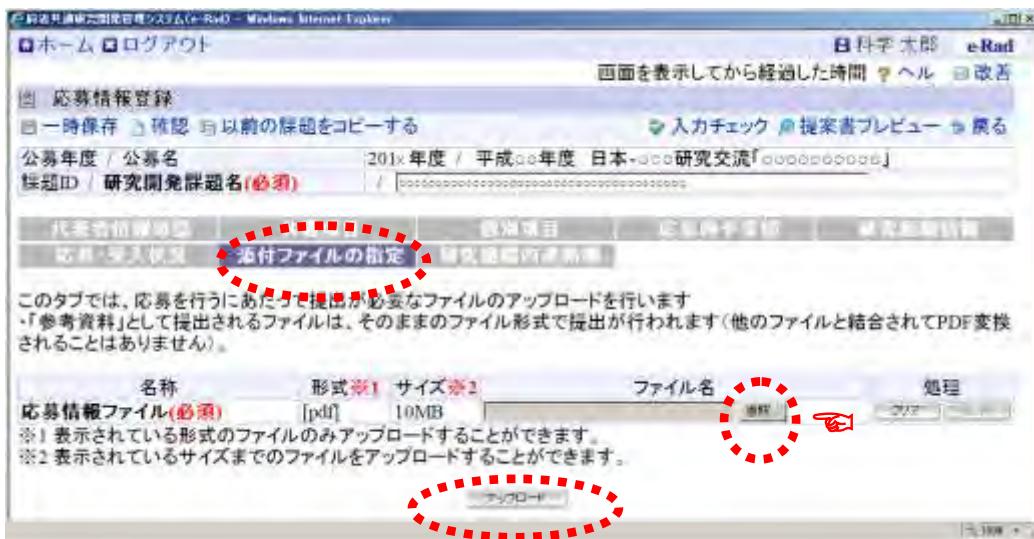
## ⑦応募・受入状況を確認します

「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。表示内容が正しいか確認します。

- ※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況（エフォート管理）」から変更申請を行ってください。
- ※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。

#### ⑧応募情報ファイル（申請書）をアップロードします

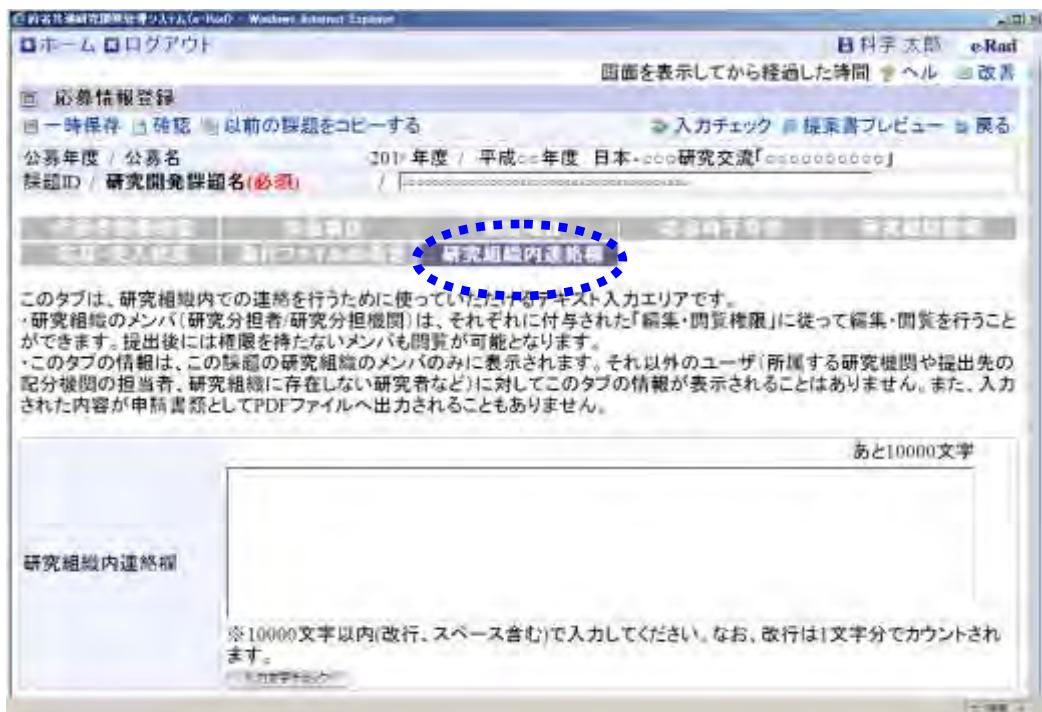
「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。  
作成した申請書（**PDF形式1ファイル、最大10MBまで**）を「参照」ボタンで指定し、「アップロード」ボタンをクリックします。



アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式（PDF形式）、サイズ（10MB以下）を確認してください。

なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

## 《ポイント：「研究組織内連絡欄」は入力不要》



このタブは、研究組織内の連絡を行うために使っていた方のテキスト入力エリアです。  
・研究組織のメンバー(研究分担者/研究分担機関)は、それぞれに付与された「編集・閲覧権限」に従って編集・閲覧を行うことができます。提出後に権限を持たないメンバーも閲覧が可能となります。  
・このタブの情報は、この該当の研究組織のメンバーのみに表示されます。それ以外のユーザー(所属する研究機関や提出先の配分機関の担当者、研究組織に存在しない研究者など)に対してこのタブの情報が表示されることはありません。また、入力された内容が申請書類としてPDFファイルへ出力されることもありません。

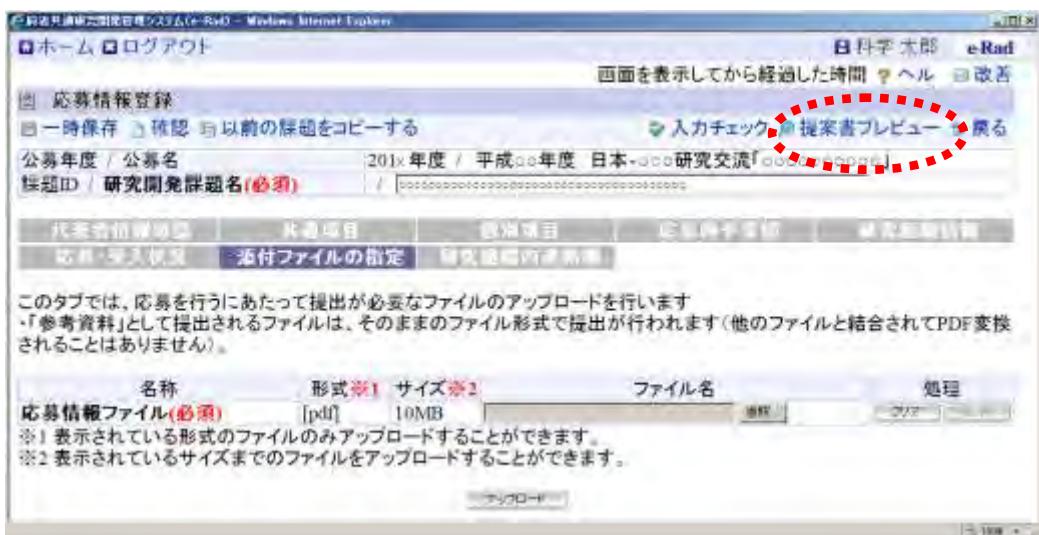
あと10000文字

研究組織内連絡欄

※10000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

### ⑨入力情報を確認します

入力が完了したら、「提案書プレビュー」ボタンをクリックします。



このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います  
・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	10MB	選択	削除

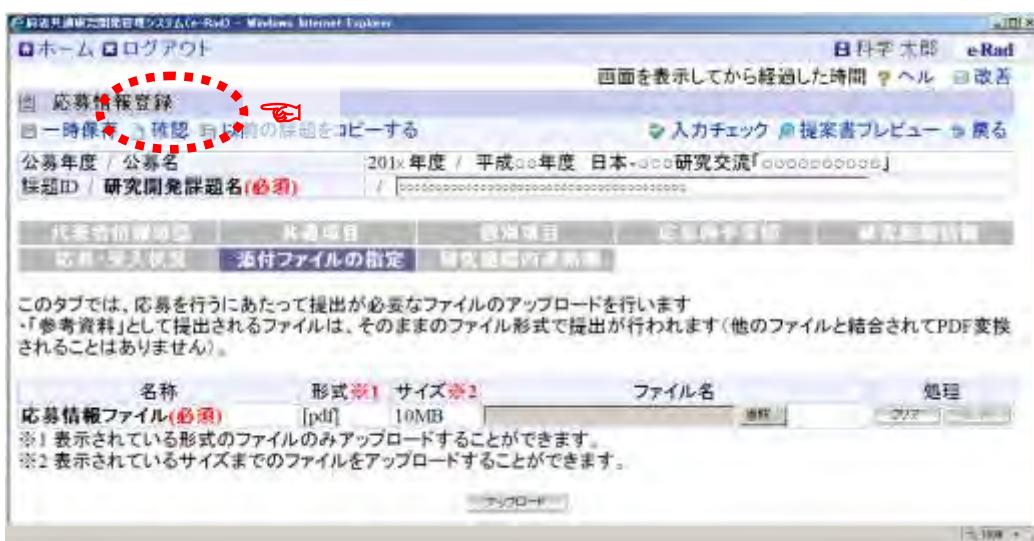
※1 表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。  
※2 表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報とアップロードした申請書ファイルを結合し、自動的に PDF ファイルを生成します。

正しく表示されていることを確認し、PDF画面を閉じます。

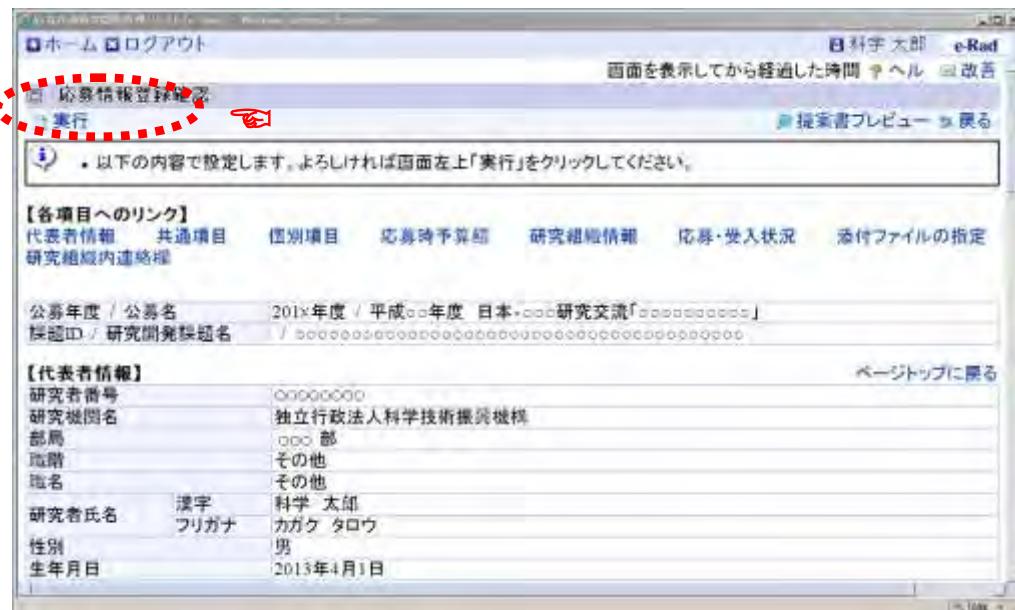


応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。



「応募情報登録確認」画面が表示されます。

不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類をJSTへ提出します。



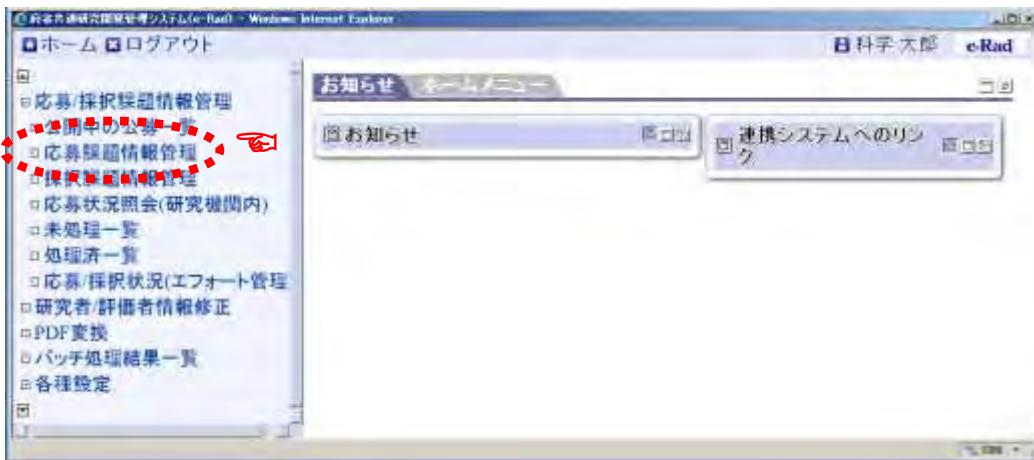
※提出前にご注意ください

JSTへ提出した時点で応募書類の修正はできなくなります。  
また、相手国側研究者から相手側対応機関に申請がない場合、日本側の申請  
は無効となります。  
十分にご留意ください。

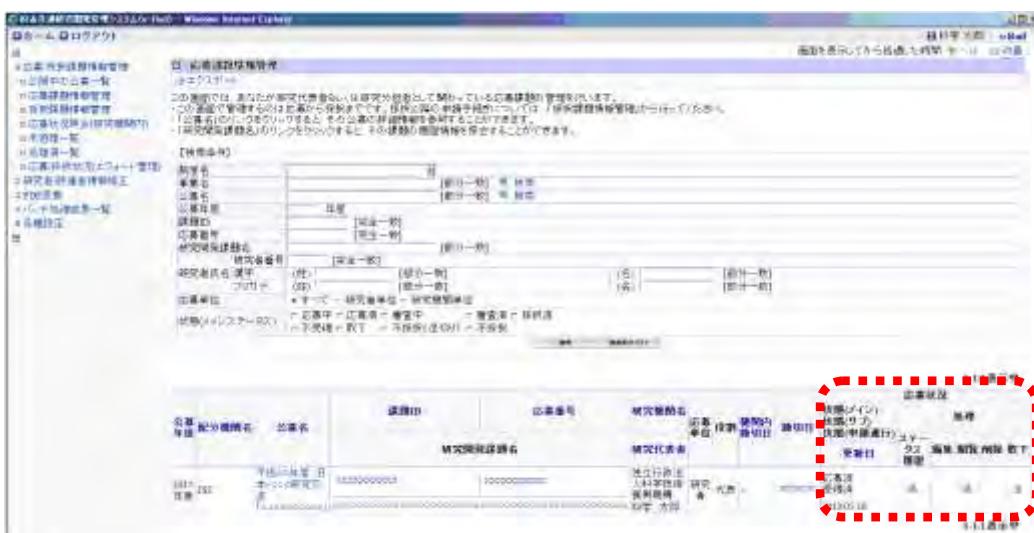
提出期限：2014年 10月 7日 17:00 厳守

## 6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。



提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。正式に受理されると、応募情報のステータスが、「受理済」に変わります。

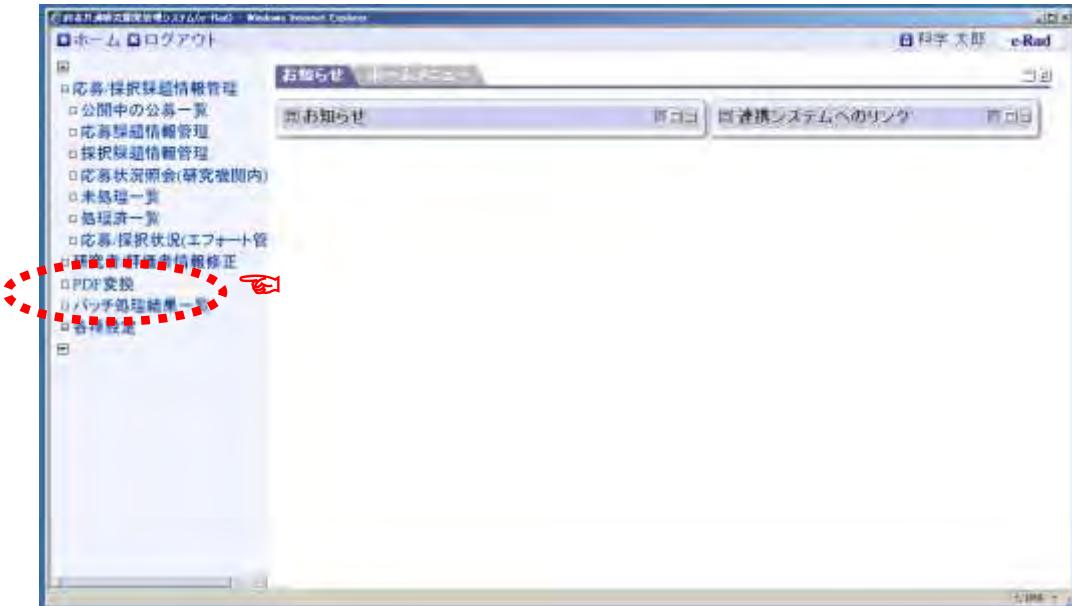
以上で、応募完了です。

## \* \* \* 補足 \* \* \*

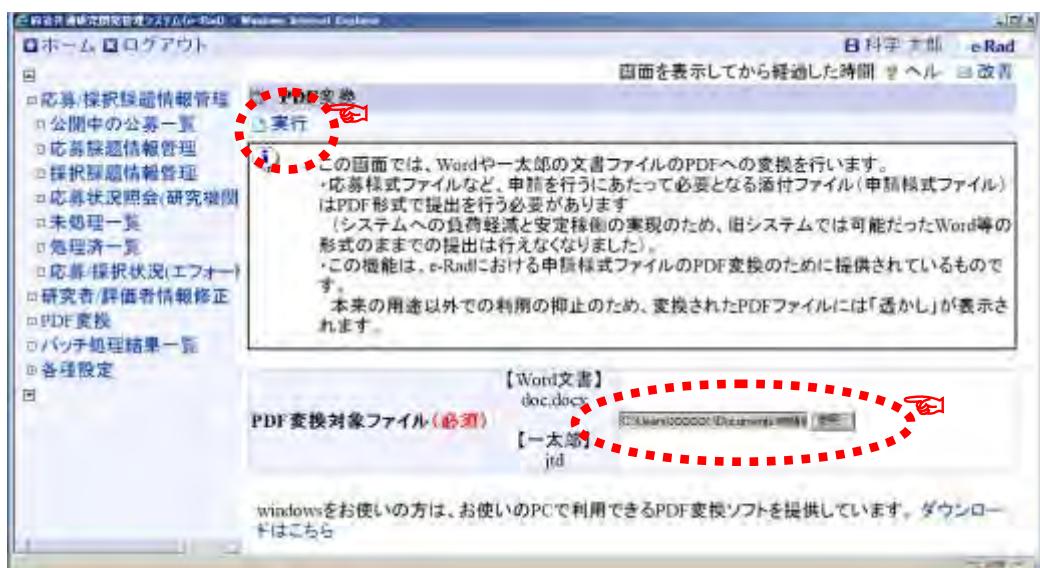
申請書(アップロードする電子媒体)の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。

### 【e-Rad による PDF 変換の操作方法】

e-Rad トップ画面から、「PDF 変換」を選択します。

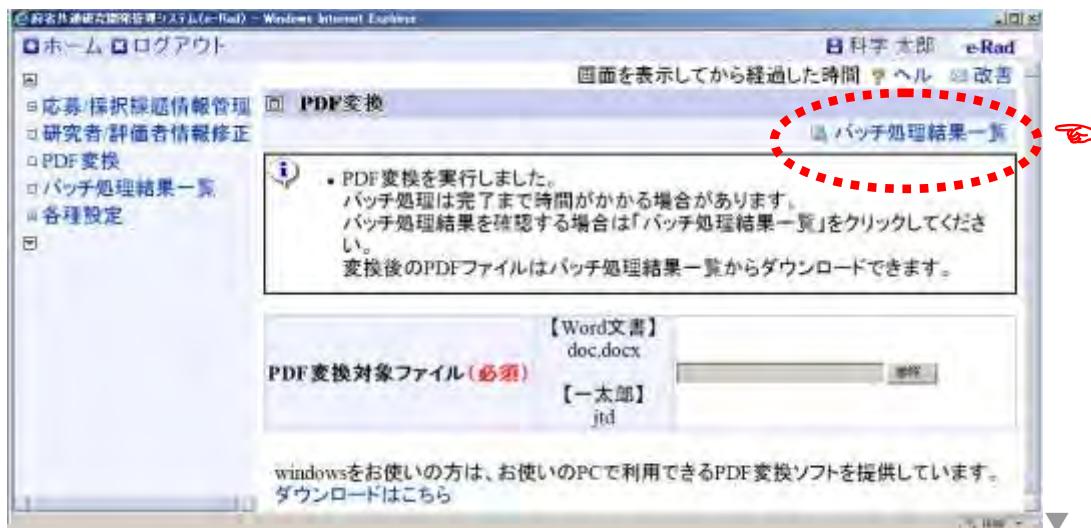


「PDF 変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。

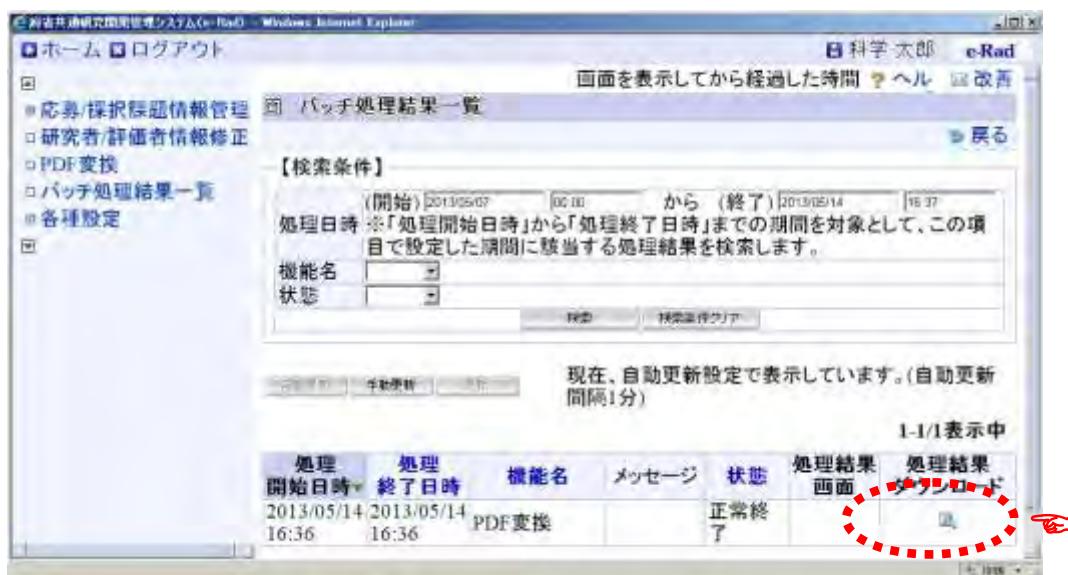


※ 申請書の元ファイル(Word、一太郎)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換された PDF の確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。